

新型コロナウイルス感染症対策への取り組み

本広域連合では、2市（鈴鹿市・亀山市）及び圏域内介護保険サービス事業者等からの情報収集や、各地域包括支援センター、関係団体との連携を図りながら、介護保険サービスの運営維持に努めています。

その他にも、経済活動の自粛に伴う中で新たに発生している消費者問題や、国からの特別定額給付金に関わる詐欺等が疑われる事案への注意喚起など、鈴鹿亀山消費生活センターによる相談業務に取り組んでいます。

以下に現状の取り組みをお知らせします。

なお本広域連合のホームページからは、2市の感染症対策に関する情報にもリンクすることができます。

5月8日現在の取り組み

● 介護保険事業

- ・要介護認定の際に実施する訪問調査においては、各御家庭等で介護認定調査員による訪問調査を受け入れていただく際に、立会人を含めて検温をお願いしています。また、訪問する調査員自身の検温のほか、訪問時及び調査終了後の辞去の際には手洗いを励行しており、感染症対策には細心の注意を払いながら実施しています。訪問先御家庭にて洗面所の使用許可をお願いする場合がありますので、皆様の御理解と御協力をお願いします。
- ・介護保険認定審査会では、審査会委員の3密（密室・密着・密接）回避に配慮して、通常開催を継続しています。
- ・広域連合事務所の窓口は通常対応中ですが、事務所内感染対策の一環として、来庁者の最少化を目指す必要性があることから、郵便による提出が可能な文書（申請書類等）については、郵送にて提出くださいますよう御協力をお願いします。
- ・在宅介護サービスの利用者に継続してサービスが提供できるよう、各種事業所団体と協議や情報共有を進めるとともに、施設の閉鎖や事業休止に陥った場合に、必要最小限のサービス提供体制を維持できるよう介護保険事業所に要請しています。

● 鈴鹿亀山消費生活センター相談業務

- ・通販を利用したマスクや消毒剤の購入に関する相談が多数寄せられています。また、各種講座や飲食、旅行、結婚式やイベント等の中止に伴うキャンセル料の発生など、国や県の緊急事態宣言に伴う自粛が、市民生活に大きな影響を与えています。
発生する様々なトラブルや問題に対しては、躊躇することなく御相談ください。
- ・出前講座は3密を避けるためにも当面の間休止します。

・消費生活に関する相談は随時受け付けていますが、感染予防のためできるだけ電話での御相談をお願いしています。

また、弁護士相談については、引き続き毎月第4水曜日に開催しますが、可能な限り電話での相談とさせていただきますので御理解くださいますようお願いいたします。

なお、来所を希望される方は事前に電話にて御相談ください。

● 事務所の体制

・事務所内の感染予防対策として、窓口での来客対応時及び職員間の飛沫感染防止に備えてシールドを設置しました。また、常時換気には留意するとともに、介護保険認定審査会会場の会議室を含めて、清拭による消毒を励行しています。

・職員が休憩時に利用する事務所内別室の3密を回避するため、休憩取得の分散化を図りながらリスクの低減に努めています。



国からは5月末までの緊急事態宣言延長が発表されるなど、現段階で事態終息の見通しは立たない状況です。

三重県では『三重県緊急事態措置』ver.2へと移行して、文化施設などへの休業要請解除がなされましたが、他県からの来訪は自粛要請するなど、感染予防に配慮した取り組みは継続されます。

本広域連合としても、事態の推移を注意深く見守り、細心の注意を払いながら事業を遂行してまいります。

令和2年5月8日
鈴鹿亀山地区広域連合